

## 半田市青年等就農計画認定会議設置要綱

### (設置)

第1条 半田市青年等就農計画認定要領第4条の規定に基づき、半田市内で新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した青年等就農計画（以下「就農計画」という。）を審査するため、青年等就農計画認定会議（以下「認定会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 認定会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 就農計画の審査に関する事項
- (2) 就農計画の変更に係る審査に関する事項
- (3) その他青年等の就農促進に関する事項

### (運営)

第3条 前条の協議は、第5条に定める会議を開催して行う。ただし、認定審査件数が1件であって、その他の協議案件がない場合に限り、文書協議とすることができる。

### (構成)

第4条 認定会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 半田市農業委員会委員
- (2) あいち知多農業協同組合職員
- (3) 愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課職員
- (4) 半田市市民経済部産業課長

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会議)

第5条 認定会議は、必要に応じて、市長が招集する。

- 2 認定会議の議長は、半田市市民経済部産業課長とする。
- 3 議長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が委員の中から指名した者がその職務を代行する。
- 4 認定会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、認定会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求め、

意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 認定会議の庶務は、半田市市民経済部産業課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が認定会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。